

郡山市工事請負契約約款第10条第3項（現場代理人常駐義務緩和条項）に係る運用基準

平成22年2月18日制定

令和5年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

郡山市工事請負契約約款第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和を行う場合、以下に定める事項により運用するものとする。

1 対象工事

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市が発注した工事並びに郡山市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注した工事及び修繕のうち、次に掲げるいずれかの条件を満たす工事とする。

(1) 近接工事（施工にあたり相互に調整を要する工事）（建設業法（昭和24年法律第100号）で定める監理技術者を配置しなければならない工事（以下「監理技術者配置工事」という。）を除く。）

※ 監理技術者配置工事とは、4,500万円以上の下請契約を締結する工事（建築一式の場合は、7,000万円以上の下請契約を締結する工事）

(2) それぞれの工事当初請負金額が1,200万円未満の3件又は4,000万円未満（建築一式の場合は、8,000万円未満）の2件まで工事担当課長（上下水道局の工事担当課長を含む。）が支障なしと認める工事

(3) 前2号に定めるもののほか、工事担当課長、財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）及び上下水道局総務課長（以下「総務課長」という。）が特に必要と認める工事

2 現場代理人兼任配置届

受注者は、現場代理人を兼任配置するときは、契約締結時に現場代理人兼任配置届（別記様式）を、郡山市工事請負契約約款第10条第1項の規定に基づく現場代理人及び主任技術者等通知書に併せて提出するものとする。

3 兼任配置とした場合の取扱い

(1) 工事担当課長は、兼任配置に係る工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、当該兼任配置が適当でないと認めるときは、その旨を契約検査課長又は総務課長に報告するものとする。

(2) 契約検査課長又は総務課長は、前号に規定する報告を受けたときは、受注者に対して説明を求め、兼任配置が適当でないと判断されるときは、兼任を解除し、新たな現場代理人を配置させる等の必要な措置を指示するものとする。

4 変更契約時の取扱い

兼任配置に係る工事について、設計変更等による変更契約により対象工事の条件を満たさなくなったときは、対象工事の条件に該当しているものとみなして、当該兼任配置を認めるものとする。ただし、監理技術者配置工事となった場合及び契約検査課長、総務課長若しくは工事担当課長が適当でないと認める場合は兼任配置を認めないものとする。

5 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この運用基準は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。